

地域の共食拡大事業委託業務契約に係る提案競技募集要項

1. 趣旨

大分県では大分県食育推進条例に基づき、大分県食育推進計画を策定し、食育を推進しており、第3期計画では「食育の6つの力」を育むことを目標に掲げている。

「共食の場」は単に食事を共にするだけでなく、6つの力を育むために有効であるため、大分県では各地域で実施する「共食の場」を活用した食育活動を支援する。本募集要項は、地域の共食拡大事業委託業務契約に係る提案競技のために必要な事項を定めるものである。

2. 選定方法

企画書を募集するプロポーザル方式により提案を求め、事業者を選定する。

3. 参加資格

次の(1)～(9)を全て満たす者。

- (1) 事業の実施にあたり担当者を配置し、県や市町村との打合会等に担当者等を出席させることができること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (4) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、指示し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画、又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされてないこと。
- (7) 大分県の指名停止を受けている期間でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4. 委託事業の内容

各種団体から提案を公募する企画は、県民を対象とし、「共食の場＊」を活用した食育活動であり、下記A～Dの要件を満たすものとすること。

＊「共食の場」とは、人が集い、共に食事をする場

共食の場の例…こども食堂、地域サロン、食関連イベント（祭り）など

A 「第3期大分県食育推進計画」に記載の「食育の6つの力」を推進する食育の講座

を取り入れること。

- B 地域の特色を活かした活動とすること。
- C 国産・地場産食材を中心に使用し、食や農林水産業への理解を深める内容であること
- D 繼続した取組が見込まれること。

詳細は別紙「地域の共食拡大事業委託業務仕様書」のとおり

5. 委託予定団体数及び委託金額

- (1) 委託予定団体数 6団体程度
- (2) 委託金額 上限 10万円（消費税及び地方消費税の額を含む）／団体
 - ・事業の対象となる経費は、以下のとおり。
講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等。
 - ・事業費のうち直接経費は、当日の事業の実施に必要な経費。
 - ・事業費のうち間接経費は、当日の事業の実施とは直接関わらないが、事業の円滑な実施に必要な経費。
 - ・事業費のうち、間接経費は直接経費の20%以内とする。

6. 委託期間 契約の日～令和2年3月31日まで

7. 委託先の決定方法

- (1) 提案競技実施スケジュール

| 項目 | 期 日 | 備考 |
|-------------|--------------------|----------------------------|
| 公示 | 令和元年6月14日（金） | |
| 参加申込 | 令和元年6月28日（金）午後5時まで | 様式1 様式2 ※必着 |
| 質問 | 令和元年6月28日（金）午後5時まで | 様式3 |
| 開催市町村との事前協議 | 令和元年7月12日（金）午後5時まで | 任意様式 |
| 企画書の提出 | 令和元年7月19日（金）午後5時まで | 様式4 参考様式 任意様式 ※必着 |
| 選定結果の通知 | 令和元年8月5日（月）付け | 文書 |
| 契約 | 選定後実施 | |

(2) 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する物は、募集要項及び仕様書の内容を確認の上、「参加申込書（様式 1）」及び「参加資格誓約書（様式 2）」を提出すること。

- ① 提出期限：令和元年 6 月 28 日（金）午後 5 時必着
- ② 提出先：大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班
- ③ 提出方法：持参または郵送（FAX 不可）
- ④ 提出部数：参加申込書（様式 1）1 部、参加資格誓約書（様式 2）1 部

(3) 質疑・応答の実施

実施要項・仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問受付期間内に質疑書（様式 3）を次のとおり提出すること。

なお、電話又は口頭等による質問は受け付けない。

- ① 質問期限：令和元年 6 月 28 日（金）午後 5 時まで
- ② 提出先：大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班
- ③ 提出方法：電子メール又はFAXによる（FAXの場合は必ず確認電話を入れること）
メールアドレス：a13910pref.oita.lg.jp
FAX：097-506-1743
- ④ 質疑回答日：随時
- ⑤ 質疑回答方法：全参加希望者に電子メールによる回答

(4) 市町村との事前協議の実施

プロポーザルへの参加を希望した者は、1 者 1 案の企画案（任意様式）を持参し、開催市町村食育担当者とその内容について事前協議をすること。

なお、市町村がプロポーザルへの参加を希望する場合は省略できる。

- ① 事前協議期限：令和元年 7 月 12 日（金）午後 5 時まで
- ② 事前協議先：開催市町村食育担当課（事前協議を行う日時は開催市町村食育担当課と事前に調整すること）
- ③ 提出部数：企画案 2 部

(5) 企画書の提出

プロポーザルへの参加を希望した者は、市町村食育担当者との事前協議を踏まえて、1 者 1 案の企画書（様式 4）、見積書（参考様式）等の添付書類及び事前協議記録（任意様式）を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限：令和元年 7 月 19 日（金）午後 5 時必着
- ② 提出先：各市町村食育担当課
- ③ 提出方法：持参又は郵送（FAX 不可）
- ④ 提出部数：企画書（様式 4）7 部、見積書（参考様式）等の添付書類 7 部、事前協議記録 2 部（任意様式）

※提出された書類は、返却しない。また、提出された書類は、本事業者選定の実施に關

する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

(6) 審査方法及び選考基準

委託先の選定については、書類による企画内容を書面により審査し、予算の範囲内において採否を決定する。

選考基準（合計 100 点）

① 企画提案趣旨 30 点

- ・事業の趣旨に合致した提案か。
- ・地域の特性を活かした内容か。
- ・仕様書の条件を満たしているか。

② 事業効果 30 点

- ・多くの地域住民の参加が見込まれるか。
- ・食育の 6 つの力が身につくか。
- ・国産・地場産食材を中心に使用し、食や農林水産業への理解を深めるか。

③ 遵守性、安全性 10 点

- ・食品衛生法や消防法等関係法令を遵守したものか。安全対策は十分か。

④ 実現性 10 点

- ・実現可能な企画、雨天時も可能な企画か。

⑤ 組織経営力 10 点

- ・十分な業務遂行体制がある組織体制か。

⑥ 繼続性 10 点

- ・実施後も継続した取組が見込まれるか。

(7) 選定結果の通知

通知時期： 令和元年 8 月 5 日（月）付け

通知方法： 文書により通知する。

(8) 契約について

委託業務に係る仕様を確定させたうえで、受託候補者と契約を締結する。

(9) その他

参加に関し必要な一切の費用（資料作成費等）は、参加者の負担とし、参加報酬（報償金）等は支払わない。

《提出先・問い合わせ先》

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班

TEL : 097-506-3058 FAX : 097-506-1743